

◎新潟県選挙管理委員会告示第31号

令和7年7月20日執行予定の参議院新潟県選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日を次のとおり定めた。

令和7年6月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

被登録資格決定基準日 令和7年7月2日

（ただし、年齢については、令和7年7月20日とする。）